

# 松 阪 市 議 会 の 状 況



**松阪市議会事務局**

(令和 8 年 4 月)

## 目 次

|                        | ページ |
|------------------------|-----|
| 1 市の沿革 .....           | 4   |
| 2 市の概要 .....           | 4   |
| 3 市の予算状況 .....         | 6   |
| 4 市議会の状況 .....         | 9   |
| (1) 議員数 .....          | 9   |
| (2) 会派・党派別構成 .....     | 9   |
| (3) 年齢別議員数 .....       | 9   |
| (4) 議会開催状況 .....       | 9   |
| (5) 常任委員会 .....        | 10  |
| (6) 議会運営委員会 .....      | 10  |
| (7) 特別委員会 .....        | 10  |
| (8) その他の委員会 .....      | 11  |
| (9) 委員会等開催状況 .....     | 11  |
| (10) その他の会議開催状況 .....  | 11  |
| (11) 定例会の日程 .....      | 12  |
| (12) 議案配付 .....        | 12  |
| (13) 予算説明会 .....       | 13  |
| (14) 一般質問 .....        | 13  |
| (15) 代表質問 .....        | 14  |
| (16) 議案質疑 .....        | 14  |
| (17) 文書質問 .....        | 15  |
| (18) 反問権と反論権 .....     | 15  |
| (19) 議員間討議 .....       | 15  |
| (20) 委員会付託・委員長報告 ..... | 15  |
| (21) 採決 .....          | 16  |
| (22) 請願と陳情 .....       | 16  |
| (23) 議会報告会 .....       | 16  |
| (24) 議員研修会 .....       | 17  |
| (25) 委員会行政視察調査 .....   | 18  |
| (26) 議会中継 .....        | 18  |
| (27) 議員報酬と期末手当 .....   | 18  |
| (28) 視察旅費 .....        | 19  |
| (29) 政務活動費 .....       | 19  |
| (30) 議会事務局機構と職員数 ..... | 19  |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (31) 特別職等給料・報酬 .....    | 19 |
| (32) 松阪市議会だより編集・発行..... | 19 |
| (33) 会議録 .....          | 19 |
| (34) 行政視察受け入れ状況 .....   | 20 |
| (35) 議会改革について .....     | 20 |

## 1 市の沿革

平成 17 年 1 月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の 1 市 4 町が合併し、新「松阪市」が誕生いたしました。

新しい松阪市には、国内最古の土偶が出土した粥見井尻遺跡や祭祀場として知られる国指定史跡の天白遺跡などがあり、この地域が縄文時代の昔から繁栄してきたことを物語っています。また、伊勢地方で最大の大きさである宝塚古墳の存在により、5 世紀には市域を含む伊勢平野の広い範囲に影響を及ぼしていた「王」が存在していたと推測されています。

奈良、平安時代には、都と東国とを結び、また伊勢神宮を中心とする道路網が開かれ、参宮街道や伊勢本街道は大和をはじめとする要所と伊勢を結ぶ街道として重要な役割を果たし、この地の発展に大きな影響を与えました。

そして、天正 16（1588）年、蒲生氏郷の松阪開府により、参宮街道が松阪の町中を通るようになりました。その後、松阪は江戸期を通じて和歌山街道が参宮街道と合流する交通上の要地であり宿場町として栄えました。市場庄の家並みや波瀬の本陣跡は当時の賑わいをしのばせます。

また、交通上の要地としての利点と氏郷の商業保護のまちづくりにより、この地は江戸期を通じて商人のまちとして繁栄します。商人の持つ富、そして江戸や京都から得た情報と自由闊達な商人気質は、松阪商人の三井高利、国学者の本居宣長、北海道の名づけ親である松浦武四郎など、世に知れた人びとを輩出してきました。

地域内においては、歴史的にも経済・文化などの面でもさまざまな結びつきを深め、特に、平成 24 年 4 月には、小学校区単位を基本とした 43 の住民協議会が全市域で設置されました。さらに、だれもが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、地域の課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自立的に地域づくりが行えるように、令和 3 年 4 月に新たな住民自治組織となる「住民自治協議会」が設立され、令和 5 年 4 月には、松阪市コミュニティセンター条例を制定し、地域住民が地域の特性に応じた主体的な地域づくりを実践するための自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、地域づくり活動支援、生涯学習の普及振興及び地域住民の福祉増進に寄与するため、市内 39 施設の地区市民センター、公民館をコミュニティセンター化しました。

松阪市では、市民と一緒にあって創りあげた松阪市総合計画において、松阪市の 10 年後の将来像として「ここに住んで良かった・・・みんな大好き松阪市」を掲げ、みんなの願いである次世代を担う子どもたちが元気に健やかに暮らせるまちとなるよう、子どもたちが輝き地域が元気になるまちづくりを核とした、様々な施策や事業を展開しています。

## 2 市の概要

### (1) 位置と地勢

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接しています。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

(2) 市制施行 平成 17 年 1 月 1 日

(3) 面 積 623.58 k m<sup>2</sup>

(4) 人 口 153,802 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）  
男 73,998 人 女 79,804 人

(5) 世 帯 数 75,172 世帯（令和 8 年 4 月 1 日現在） ※住民基本台帳より

(6) 人口と世帯の推移（国勢調査）

| 年 次    | 人 口     |        |        | 前回との比較（総数） |        | 世帯数    | 1 世帯当<br>たり人員 |
|--------|---------|--------|--------|------------|--------|--------|---------------|
|        | 総 数     | 男      | 女      | 増減数        | 増減率    |        |               |
| 平成 2 年 | 159,625 | 76,527 | 83,098 | 1,470      | 0.93   | 48,273 | 3.31          |
| 平成 7 年 | 163,131 | 78,509 | 84,622 | 3,506      | 2.20   | 52,413 | 3.11          |
| 平成12年  | 164,504 | 79,085 | 85,419 | 1,373      | 0.84   | 56,087 | 2.93          |
| 平成17年  | 168,973 | 81,320 | 87,653 | 4,469      | 2.72   | 61,506 | 2.75          |
| 平成22年  | 168,017 | 80,960 | 87,057 | △ 956      | △ 0.57 | 63,611 | 2.64          |
| 平成27年  | 163,863 | 78,548 | 85,315 | △ 5,110    | △ 3.02 | 63,948 | 2.56          |
| 令和 2 年 | 159,145 | 76,360 | 82,785 | △ 4,718    | △ 2.88 | 65,481 | 2.43          |

※平成 2 年・平成 7 年・平成 12 年の数値は合併前のため 5 市町の数値を合計したもの

(7) 産業別人口

| 区 分       | 平成 2 7 年国勢調査 |       | 令和 2 年国勢調査 |       |
|-----------|--------------|-------|------------|-------|
|           | 人            | %     | 人          | %     |
| 第 1 次 産 業 | 3,105        | 3.9   | 2,626      | 3.4   |
| 第 2 次 産 業 | 23,127       | 29.4  | 22,316     | 28.8  |
| 第 3 次 産 業 | 50,332       | 63.9  | 49,884     | 64.4  |
| 分 類 不 能   | 2,179        | 2.8   | 2,604      | 3.4   |
| 計         | 78,743       | 100.0 | 77,430     | 100.0 |

### 3 市の予算状況

#### 令和8年度 予算額調

(単位：千円)

| 会計区分        | 令和8年度       | 令和7年度       | 増減額         | 増減率    |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 一般会計        | 84,720,867  | 78,572,121  | 6,148,746   | 7.8%   |
| 特別会計        | 75,425,234  | 68,498,303  | 6,926,931   | 10.1%  |
| 競輪事業        | 34,995,754  | 28,885,157  | 6,110,597   | 21.2%  |
| 国民健康保険事業    | 15,771,935  | 15,502,181  | 269,754     | 1.7%   |
| 介護保険事業      | 19,671,616  | 19,448,796  | 222,820     | 1.1%   |
| 後期高齢者医療事業   | 4,983,293   | 4,659,573   | 323,720     | 6.9%   |
| 住宅新築資金等貸付事業 | 2,636       | 2,596       | 40          | 1.5%   |
| 企業会計        | 22,289,032  | 34,455,535  | △12,166,503 | △35.3% |
| 水道事業        | 6,999,405   | 6,650,012   | 349,393     | 5.3%   |
| 収益的支出       | 3,958,455   | 3,837,434   | 121,021     | 3.2%   |
| 資本的支出       | 3,040,950   | 2,812,578   | 228,372     | 8.1%   |
| 下水道事業       | 12,102,851  | 12,179,126  | △76,275     | △0.6%  |
| 収益的支出       | 5,271,007   | 5,094,419   | 176,588     | 3.5%   |
| 資本的支出       | 6,831,844   | 7,084,707   | △252,863    | △3.6%  |
| 松阪市民病院事業    | 3,186,776   | 15,626,397  | △12,439,621 | △79.6% |
| 収益的支出       | 2,458,831   | 14,394,157  | △11,935,326 | △82.9% |
| 資本的支出       | 727,945     | 1,232,240   | △504,295    | △40.9% |
| 合計          | 182,435,133 | 181,525,959 | 909,174     | 0.5%   |

一般会計款別構成表（歳入）

（単位：千円）

| 款                            | 令和8年度      |        | 令和7年度      |        | 比較増減      | 増減率    |
|------------------------------|------------|--------|------------|--------|-----------|--------|
|                              |            | 構成比    |            | 構成比    |           |        |
| 1 市 税                        | 23,193,497 | 27.4%  | 22,844,464 | 29.1%  | 349,033   | 1.5%   |
| 2 地 方 譲 与 税                  | 746,114    | 0.9%   | 783,828    | 1.0%   | △37,714   | △4.8%  |
| 3 利 子 割 交 付 金                | 69,100     | 0.1%   | 11,200     | 0.0%   | 57,900    | 517.0% |
| 4 配 当 割 交 付 金                | 257,600    | 0.3%   | 183,200    | 0.2%   | 74,400    | 40.6%  |
| 5 株式等譲渡所得割交付金                | 363,500    | 0.4%   | 192,800    | 0.2%   | 170,700   | 88.5%  |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金            | 4,649,500  | 5.5%   | 4,339,400  | 5.5%   | 310,100   | 7.1%   |
| 7 ゴルフ場利用税交付金                 | 40,100     | 0.0%   | 43,200     | 0.1%   | △3,100    | △7.2%  |
| 8 環 境 性 能 割 交 付 金            | 2,300      | 0.0%   | 110,800    | 0.1%   | △108,500  | △97.9% |
| 9 法 人 事 業 税 交 付 金            | 571,700    | 0.7%   | 485,400    | 0.6%   | 86,300    | 17.8%  |
| 10 国有提供施設等所在市町村<br>助 成 交 付 金 | 371        | 0.0%   | 361        | 0.0%   | 10        | 2.8%   |
| 11 地 方 特 例 交 付 金             | 284,600    | 0.3%   | 138,600    | 0.2%   | 146,000   | 105.3% |
| 12 地 方 交 付 税                 | 16,117,000 | 19.0%  | 16,277,000 | 20.7%  | △160,000  | △1.0%  |
| 13 交通安全対策特別交付金               | 13,000     | 0.0%   | 14,000     | 0.0%   | △1,000    | △7.1%  |
| 14 分 担 金 及 び 負 担 金           | 368,806    | 0.4%   | 384,733    | 0.5%   | △15,927   | △4.1%  |
| 15 使 用 料 及 び 手 数 料           | 738,751    | 0.9%   | 736,848    | 0.9%   | 1,903     | 0.3%   |
| 16 国 庫 支 出 金                 | 15,113,590 | 17.8%  | 13,804,244 | 17.6%  | 1,309,346 | 9.5%   |
| 17 県 支 出 金                   | 6,299,528  | 7.5%   | 5,857,646  | 7.5%   | 441,882   | 7.5%   |
| 18 財 産 収 入                   | 128,681    | 0.2%   | 61,190     | 0.1%   | 67,491    | 110.3% |
| 19 寄 附 金                     | 450,926    | 0.5%   | 450,215    | 0.6%   | 711       | 0.2%   |
| 20 繰 入 金                     | 8,542,423  | 10.1%  | 7,257,615  | 9.2%   | 1,284,808 | 17.7%  |
| 21 繰 越 金                     | 688,651    | 0.8%   | 666,420    | 0.9%   | 22,231    | 3.3%   |
| 22 諸 収 入                     | 1,064,429  | 1.3%   | 881,357    | 1.1%   | 183,072   | 20.8%  |
| 23 市 債                       | 5,016,700  | 5.9%   | 3,047,600  | 3.9%   | 1,969,100 | 64.6%  |
| 歳 入 合 計                      | 84,720,867 | 100.0% | 78,572,121 | 100.0% | 6,148,746 | 7.8%   |

一般会計款別構成表（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 令和8年度      |        | 令和7年度      |        | 比較増減      | 増減率   |
|----------|------------|--------|------------|--------|-----------|-------|
|          |            | 構成比    |            | 構成比    |           |       |
| 1 議会費    | 346,336    | 0.4%   | 337,764    | 0.4%   | 8,572     | 2.5%  |
| 2 総務費    | 7,768,707  | 9.2%   | 7,157,403  | 9.1%   | 611,304   | 8.5%  |
| 3 民生費    | 34,122,612 | 40.3%  | 33,971,380 | 43.2%  | 151,232   | 0.4%  |
| 4 衛生費    | 10,622,073 | 12.5%  | 8,362,456  | 10.7%  | 2,259,617 | 27.0% |
| 5 労働費    | 282,636    | 0.3%   | 156,656    | 0.2%   | 125,980   | 80.4% |
| 6 農林水産業費 | 2,204,904  | 2.6%   | 2,108,095  | 2.7%   | 96,809    | 4.6%  |
| 7 商工費    | 4,202,726  | 5.0%   | 3,300,333  | 4.2%   | 902,393   | 27.3% |
| 8 土木費    | 7,796,262  | 9.2%   | 7,182,499  | 9.2%   | 613,763   | 8.5%  |
| 9 消防費    | 2,622,262  | 3.1%   | 2,529,369  | 3.2%   | 92,893    | 3.7%  |
| 10 教育費   | 8,532,169  | 10.1%  | 7,335,676  | 9.3%   | 1,196,493 | 16.3% |
| 11 災害復旧費 | 11,500     | 0.0%   | 11,500     | 0.0%   | 0         | 0.0%  |
| 12 公債費   | 6,178,680  | 7.3%   | 6,088,990  | 7.8%   | 89,690    | 1.5%  |
| 13 予備費   | 30,000     | 0.0%   | 30,000     | 0.0%   | 0         | 0.0%  |
| 歳出合計     | 84,720,867 | 100.0% | 78,572,121 | 100.0% | 6,148,746 | 7.8%  |

#### 4 市議会の状況

##### (1) 議員数（令和8年4月1日現在）

条例定数 24 人 現員数 24 人

##### (2) 会派・党派別構成

（令和8年4月1日現在）

| 会派名等       | 自由民主党 | 日本共産党 | 公明党 | 無所属 | 計   |
|------------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 至誠会        | 人     | 人     | 人   | 6 人 | 6 人 |
| 政風会        | 2     |       |     | 3   | 5   |
| 市民クラブ      |       |       |     | 4   | 4   |
| 日本共産党      |       | 2     |     |     | 2   |
| 公明党        |       |       | 2   |     | 2   |
| 会派に所属しない議員 |       |       |     | 5   | 5   |
| 計          | 2     | 2     | 2   | 18  | 24  |

##### (3) 年齢別議員数（令和8年4月1日現在）

30～39 歳 2 人 40～49 歳 3 人 50～59 歳 6 人

60～69 歳 10 人 70 歳以上 3 人

〔平均 59.0 歳 最年長 76 歳 最年少 34 歳〕

##### (4) 議会開催状況（令和7年1月～12月）

| 区 分       | 開会月日   | 閉会月日   | 会期日数 | 実会議日数 |
|-----------|--------|--------|------|-------|
| 第1回2月定例会  | 2月20日  | 3月19日  | 28日  | 7日    |
| 第2回5月定例会  | 5月30日  | 6月20日  | 22日  | 7日    |
| 第3回8月臨時会  | 8月12日  | 8月13日  | 2日   | 2日    |
| 第4回9月定例会  | 9月2日   | 10月3日  | 32日  | 7日    |
| 第5回11月定例会 | 11月26日 | 12月17日 | 22日  | 7日    |
| 計         |        |        | 106日 | 30日   |

・毎年、8月臨時会では、議長・副議長をはじめ、すべての役員改選が行われる。

ただし、常任委員会は委員の任期が令和7年8月より1年から2年に改正されたことから、2年に1回の改選となる。

(5) 常任委員会

| 名 称     | 定 数            | 所 管 事 項                                                       |
|---------|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 総 務 企 画 | 6 <sup>人</sup> | 秘書広報局、防災対策課、企画振興部、総務部、会計管理課の所管に属する事項、消防に関する事項、他の委員会の所管に属しない事項 |
| 環 境 福 祉 | 6              | 環境生活部、健康福祉部、福祉事務所の所管に属する事項                                    |
| 文 教 経 済 | 6              | 教育委員会、産業文化部、農業委員会の所管に属する事項                                    |
| 建 設 水 道 | 6              | 建設部、上下水道部の所管に属する事項                                            |

(令和3年4月1日行政組織機構改革に伴い所管事項を変更)

- ・原則、定例会会期中の常任委員会は、1日2委員会同時開催している。
- ・一般会計予算審査は、歳入・歳出分割方式で行う。
- ・委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、出席を求め説明や意見を聴くことができる。また、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決定する。

(6) 議会運営委員会

- ・定 数 9人
- ・選出方法 会派の構成人員により案分による選出
- ・任 期 1年
- ・会派要件 2人以上
- ・所管事項 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項

(7) 特別委員会

● 決算調査特別委員会（毎年9月定例会で設置）

一般会計、特別会計及び企業会計の決算の審査を行う。平成23年9月定例会から議会改革検討委員会の提言に基づき、決算審査は分科会方式で行われることになった。決算議案は、議長と議会選出監査委員を除く全議員で構成された決算調査特別委員会に付託され、さらに、常任委員会と同メンバーで構成する総務企画・環境福祉・建設水道・文教経済の4分科会に所管の事項を分担送付し、1日2分科会で予算審査と同様、歳入・歳出分割方式で審査する。審査後、特別委員会で分科会長報告が行われ、その後、特別委員長報告が行われ議決となる。

● 議会改革特別委員会（令和 7 年 8 月 13 日設置）

議会基本条例制定を主たる目的として平成 23 年 3 月 25 日に初めて設置された。  
議会基本条例制定以降は、議会改革に主眼を置き、その検討項目について調査、検討を継続して行うために、議員全員で構成する特別委員会を改選毎に設置している。

(8) その他の委員会

● 広報広聴委員会（令和 7 年 8 月 13 日設置）

本委員会は、議長、副議長を含む 10 人以内の委員（令和 7 年 8 月 13 日現在の委員数は 8 人）で構成し、市議会の広報部門として市議会だより「みてんか」の編集や発行、広聴部門として市民との意見交換会などを行う。

(9) 委員会等開催状況（回数） （令和 7 年中）

|           |      |              |      |
|-----------|------|--------------|------|
| 総務企画委員会   | 6 回  | 議会改革特別委員会    | 3 回  |
| 環境福祉委員会   | 11 回 | 作業部会         | 11 回 |
| 文教経済委員会   | 7 回  | 総務企画委員会協議会   | 3 回  |
| 建設水道委員会   | 6 回  | 環境福祉委員会協議会   | 4 回  |
| 議会運営委員会   | 23 回 | 文教経済委員会協議会   | 4 回  |
| 決算調査特別委員会 | 2 回  | 建設水道委員会協議会   | 1 回  |
| 総務企画分科会   | 1 回  | 広報広聴委員会      | 9 回  |
| 環境福祉分科会   | 1 回  | 市議会だより編集打合せ会 | 5 回  |
| 建設水道分科会   | 1 回  |              |      |
| 文教経済分科会   | 2 回  |              |      |

(10) その他の会議開催状況（令和 7 年中）

| 名 称     | 開催数 | 名 称           | 開催数 |
|---------|-----|---------------|-----|
| 全員協議会   | 1回  | 議会報告会（議員と話す会） | 8回  |
| 会派代表者会議 | 12回 | 議員と話す出前トーク    | 7回  |
| 議員研修会   | 1回  | 議会報告会全体会      | 5回  |
| 予算説明会   | 1回  |               |     |

- (11) 定例会の日程（当初予算（肉付け予算を含む）と当初予算提案説明における基本的な考え方に対する代表質問及び決算審査が行われる議会を除く）

| 日 程   | 内 容                           |
|-------|-------------------------------|
| 7 日前  | 招集告示、議会運営委員会（議案配付）            |
| 1 日目  | 本会議開会（議案上程・提案説明）              |
| 2 日目  | 一般質問通告期限（正午）※議会運営委員会にて決定      |
| 3 日目  | 議案に対する質疑通告期限（正午）※議会運営委員会にて決定  |
| 4 日目  | 休会                            |
| 5 日目  | 本会議（議案質疑→委員会付託、請願・陳情上程→委員会付託） |
| 6 日目  | 休会                            |
| 7 日目  | 本会議（一般質問）                     |
| 8 日目  | 本会議（一般質問）                     |
| 9 日目  | 本会議（一般質問）                     |
| 10 日目 | 本会議（一般質問）                     |
| 11 日目 | 委員会（環境福祉、文教経済）                |
| 12 日目 | 委員会（総務企画、建設水道）                |
| 13 日目 | 休会                            |
| 14 日目 | 議員間討議・討論に対する通告期限（正午）          |
| 15 日目 | 休会                            |
| 16 日目 | 本会議閉会（委員長報告、議決）               |

- ①標準の定例会日程は、上表のとおりであるが、実際にはここに休日が入り、会期はおおむね 20 日前後が通例となる。
- ②2 月定例会では、2 月定例会開会日から逆算して休日を含む 3 日前に当初予算説明会を行う。日程は各会派等による代表質問が 5 日間にわたり行われることと、常任委員会に予備日を設けるため、通常の定例会より会期は 10 日ほど長くなる。平成 31 年第 1 回定例会より 1 回の常任委員会で当初予算等と補正予算等の審査を行うように変更した。（以前は、別日で開催）
- ③9 月定例会では、決算議案の審査が行われるので、通常の定例会より会期は 10 日ほど長くなる。なお、以前は、決算議案上程と補正予算議案等の上程日を別々に行っていたが、令和 2 年 9 月定例会より開会日初日に上程するように変更した。
- ④開催時刻は、本会議・委員会とも基本は午前 10 時である。

## (12) 議案配付

議案は招集日 7 日前に開催される議会運営委員会にて、タブレット端末に配信されるのが通例であり、議会運営委員会終了後、委員以外の全議員に当日中に配信される。なお、人事議案は、上程する議会の当日にタブレット端末に配信する。

### (13) 予算説明会

予算説明会は、議会基本条例第9条第2項及び予算説明会実施要綱・要領に基づき実施するものである。当初予算議案審査にあたり、あらかじめ議員が予算に関する情報を取得することにより、審議をより充実させることを目的とし、定例会開会日前の1日間で行われる。説明は、予算書、予算説明資料及び議会基本条例第9条第2項に規定する資料をもとに、議案順に、それぞれの会計の款順に、関係する課長が一般会計、その他会計の説明を行う。

### (14) 一般質問（議案に対する質疑以外の市政全般を範囲とした個人質問）

- ①毎定例会（2月定例会を除く）で行われ、質問時間は1人当たり50分（答弁時間も含む）。
- ②質問は通告制で、通告書を持参する。ただし、メール又はチャットツールも認める。通告期限は、定例会初日の議案の提案説明が終了した時点から受け付け、締め切り時期は議会運営委員会で決定されるが、通例では、定例会初日の本会議散会後から受け付けをし、翌日の正午までとする。
- ③受付順に番号くじを引いてもらいそのくじ順で一般質問を行う。
- ④通告締め切り後、速やかに質問者の順番と内容を確認した上で、整理したものを締め切り日の夕方には全議員、執行部及び記者クラブ等へ周知し、市議会のホームページへ掲載する。
- ⑤ケーブルテレビとインターネットによる生放送と録画が放映される。また、市議会だよりにもその内容が掲載される。
- ⑥質問の方式は、総括方式、一問一答方式、分割方式の選択制で、質問の冒頭にその方式を宣言する。執行部の答弁席への登壇について、総括方式と分割方式については、1回目は答弁席へ登壇し、2回目以降は自席にて答弁を行い、一問一答方式については、1回目からすべて自席にて答弁を行う。質問の2回目からは一問一答方式も認める。また、時間管理は残時間表示システムを使用する。

(15) 代表質問（当初予算、当初予算説明における基本的な考え方について、及び一般質問に関する事項（当初予算と基本的な考え方、及び当初に出される予算議案以外の議案を除く、市の一般事務に関する事項）に対する代表質問）

- ①当初予算（肉付け予算を含む）と当初予算説明における基本的な考え方が行われる定例会で実施。質問は会派及び会派に所属しない議員ごとに行われ、割り当てる発言時間は答弁も含め、議員1人当たり50分とする。ただし、令和6年第1回定例会より、事前（招集議運の前日の正午まで）に届け出を行うことにより質問時間を50分単位で短縮することができるように変更した。

| 会派名等       | 人数  | 1人50分 | 質問時間   |
|------------|-----|-------|--------|
| 至誠会        | 6人  | 50分   | 300分   |
| 政風会        | 5人  | 50分   | 250分   |
| 市民クラブ      | 4人  | 50分   | 200分   |
| 日本共産党      | 2人  | 50分   | 100分   |
| 公明党        | 2人  | 50分   | 100分   |
| 会派に所属しない議員 | 5人  | 50分   | 250分   |
| 合 計        | 24人 |       | 1,200分 |

- ②開会日前日の正午までに、代表質問者を議会事務局まで報告する。

- ③質問は通告制で、通告書を持参する。ただし、メール又はチャットツールも認める。通告期限は代表質問の3日前の正午（休日祝日を除く）。また、通告日が本会議と重なった場合はその前日とする。1会派の代表質問が2日以上にわたる場合、質問日初日の応当日を通告期限とする。

- ④質問の順序は、議会運営委員会にくじにより決定される。

- ⑤代表者の質問方法は、総括方式、一問一答方式、分割方式の選択制で、質問の冒頭にその方式を宣言する。時間管理は残時間表示システムを使用し、代表者が質問を終えた後、会派の持ち時間内であれば、同一会派議員による関連質問も認める。関連質問の方法は総括または一問一答を選択する。

(16) 議案質疑（議案に対する質疑）

- ①質疑時間は申し合わせにより、1人当たり60分程度（答弁時間も含む）を目安としている。

- ②質疑は原則通告制で、通告書は文書により持参する。ただし、メール又はチャットツールも認める。通告期限は質疑日の2日前の正午（休日祝日を除く）。

- ③質疑の順番は、議案ごとにくじにより決定する。

(17) 文書質問（市政に関する事項）

- ①議会基本条例第 11 条第 1 項及び文書質問取扱要綱に基づく文書質問で、議会開会期間中以外で受け付ける。
- ②文書質問は、議員が文書質問書を議長を経由して市長に提出し、回答を求める。回答書は議長を経由して質問議員へ送付される。
- ③文書質問書及び回答書の内容は、市議会ホームページ等で公表する。

(18) 反問権と反論権

①反問権

- ・議会基本条例第 10 条第 1 項及び反問権及び反論権に関する要綱に基づき、市長等は議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すことができる質問権。

②反論権

- ・議会基本条例第 10 条第 1 項及び反問権及び反論権に関する要綱に基づき、市長等は議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等に対して、反対の意見や建設的な意見を述べることができる発言権。

(19) 議員間討議

- ①議員間討議は、議案審議において議員相互間の闊達な議論を通じて、議員間の合意形成を図るものである。
- ②議員間討議は、本会議審議や委員会審査において、質疑終了後、議員同志で行われる。
- ③議員間討議は、本会議においては原則、通告制とし、委員会においては、質疑・意見の対象となったものを議題とする。

(20) 委員会付託・委員長報告

- ①一般会計予算は、所管の常任委員会へ歳入・歳出分割付託。決算は決算調査特別委員会へ付託し、所管の分科会へ歳入・歳出分担送付。
- ②特別会計予算、企業会計予算及び条例は、所管の常任委員会へ付託。決算は決算調査特別委員会へ付託し、所管の分科会へ分担送付。
- ③人事案件、議員提出案件（例外もある）及び緊急の案件は、委員会付託を省略することが通例である。
- ④委員長報告の内容は、審査の質疑、答弁、意見、議員間討議、討論などを要点筆記したもので、発言者名は報告していない。
- ⑤本会議での報告は、委員会ごとに行われ、その後委員長報告について一括して質疑を受け、次に、議案ごとに議員間討議、討論、採決を行う。

## (21) 採決

- ①議案等に対する議員間討議の通告及び反対、賛成の討論の通告、並びに討論をしないが反対する通告の提出がなかった議案等については、一括採決を実施する。
- ②令和 6 年 9 月定例会より、タブレットを活用した電子採決を実施している。

## (22) 請願と陳情

### ①請願

- ・請願書は、紹介議員 1 名以上が必要で、議長・副議長は紹介議員にならないものとする。また、請願の所管の常任委員長・副委員長も紹介議員にならないものとする。ただし、超党派となることにより、議会運営委員会委員全員が紹介議員となる場合は、この限りではない。
- ・原則、上程する定例会開会 1 週間前の議会運営委員会前日までに受理したものを上程する。ただし、急を要する場合は、その都度、議会運営委員会で協議する。請願書の受理は原則持参とする。
- ・議会基本条例第 6 条第 2 項及び同第 3 項、請願及び陳情取扱要綱により、委員会審査において、請願者から趣旨説明（口頭陳述）を受けることができる。
- ・令和 7 年の上程件数は 8 件

### ②陳情

- ・陳情は、松阪市の住民から出されたもので、松阪市が処理権限を有するものとする。上程については、請願の取り扱いと同様とする。
- ・令和 7 年の上程件数は 0 件

## (23) 議会報告会

平成 24 年 11 月 1 日に施行された松阪市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）第 5 条及び松阪市議会議会報告会実施要綱に基づき、当初予算及び決算を審議する定例会終了後の年 2 回開催するもので、全議員 4 班編成で、市民に対して議会の活動状況及び予算、決算等の審議状況などを報告する。令和元年秋の議会報告会では、各常任委員会別での開催とし、第 2 部においてはワークショップを開催するなどして参加者と意見交換を行った。令和 3 年春の報告会からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「オンライン議会報告会」として、誰でも視聴ができるように松阪市議会 YouTube チャンネルで動画配信を開始した。令和 4 年秋の報告会からは、会場での議会報告会と併せて動画配信も行い、広報機能の充実を図った。

令和 7 年春の報告会は、全議員 4 班編成で、広聴機能に重点を置いた市民との意見交換会「議員と話す会」（議会報告会）及び、新たな取組として、希望する団体と議員が意見交換を行う「議員と話す出前トーク」を実施した。

令和 8 年度より、これまで議会活動の報告を主としていた「議会報告会」を、常任委員会活動の一環として新たに位置づけ、単なる情報提供にとどまらず、多様な市政課題について市民の皆様と広く意見交換を行う場へと発展させることとした。

(24) 議員研修会

- ・議員研修会は、議員の資質向上と見識を高めるため実施している。最近の開催状況は次のとおり。

| 開催日     | 研修テーマ                                                      | 講 師                             |
|---------|------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| R5.2.3  | 再生可能エネルギーと地域の力<br>～改正温対法などの政策動向を<br>地域で活かすには～              | NP0地域づくり工房<br>代表理事 傘木 宏夫 氏      |
| R6.2.1  | 「議会力、議員力の強化に向けて」<br>一般質問と所管事務調査の活用<br>自治法改正に伴う議会のオンライン化など  | 全国市議会議長会<br>企画議事部<br>主事 内田 貴文 氏 |
| R6.12.9 | 能登半島地震被災地支援について                                            | 松阪市防災対策課<br>防災担当参事<br>中井 和史 氏   |
| R7.1.21 | 市民の福祉の向上を目指した議会活動の<br>実現に向けて<br>～会津若松市議会における<br>議会改革の取り組み～ | 会津若松市議会<br>議長 清川 雅史 氏           |
| R8.1.20 | 災害時のトイレ問題は命に関わる                                            | NPO法人日本トイレ研究所<br>代表理事 加藤 篤 氏    |

(25) 委員会行政視察調査（令和 7 年度実績）

| 視察日             | 視察場所          | 視察項目                                                                 |
|-----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------|
| R7.10.14<br>～16 | 埼玉県富士見市       | ・フレイルチェック（フレイル予防）のこと                                                 |
|                 | 山形県長井市        | ・「遊びと学びの交流施設 くるんと」について                                               |
| R8.1.7<br>～8    | 大阪府和泉市        | ・議会改革の取組について                                                         |
|                 | 兵庫県宝塚市        | ・議案スケジュールの組替えについて                                                    |
| R8.1.14<br>～16  | 宮崎県日向市        | ・日向市駅前の再開発について                                                       |
|                 | 大分県大分市        | ・景観計画について                                                            |
|                 | 岡山県岡山市        | ・流域治水対策について                                                          |
| R8.1.21<br>～23  | 愛媛県総合教育センター   | ・不登校児童生徒の学びの場・居場所について<br>（メタサポキャンパス、こまどりキャンパス等について）                  |
|                 | 兵庫県姫路市        | ・コミュニティバスについて<br>交通空白解消に向けた取り組みについて<br>令和 3 年度からのスクールバスの地域住民の混乗化について |
|                 | 大阪府寝屋川市       | ・いじめ問題（寝屋川市モデル）について                                                  |
| R8.1.29<br>～30  | 静岡県静岡市        | ・議会広報誌の刷新をはじめとする広報広聴の取組について                                          |
|                 | 神奈川県開成町       | ・ホームページをはじめとする広報広聴活動について                                             |
| R8.2.4<br>～6    | 愛知県豊田市        | ・第 2 次豊田市デジタル強靱化戦略について                                               |
|                 | 東京都東村山市       | ・所管事務調査の考え方と実施状況について<br>・所管事項の審査の方法について                              |
|                 | 東京都三鷹市        | ・避難所運営について                                                           |
|                 | 一般社団法人Maniken | ・議会費について                                                             |
| R8.2.6          | 三重県四日市市       | ・予算・決算の政策サイクルについて<br>・政策提言について                                       |

(26) 議会中継

本会議（定例会）の様子は、ケーブルテレビの行政チャンネル（デジタル 123ch）で生放送及び録画放送を実施。

また、本会議（定例会・臨時会）、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会及び委員会協議会の様子は、YouTube で動画配信を実施している。

(27) 議員報酬と期末手当

議 長 620,000 円（令和 7 年 11 月 1 日改定）

副 議 長 552,000 円（                    //                    ）

議 員 488,000 円（                    //                    ）

期末手当 （ 6 月・12 月）報酬の 175/100（令和 8 年 4 月 1 日改定）

加算率 20/100

※議会選出監査委員 月額 58,000 円（平成 27 年 4 月 1 日改定）

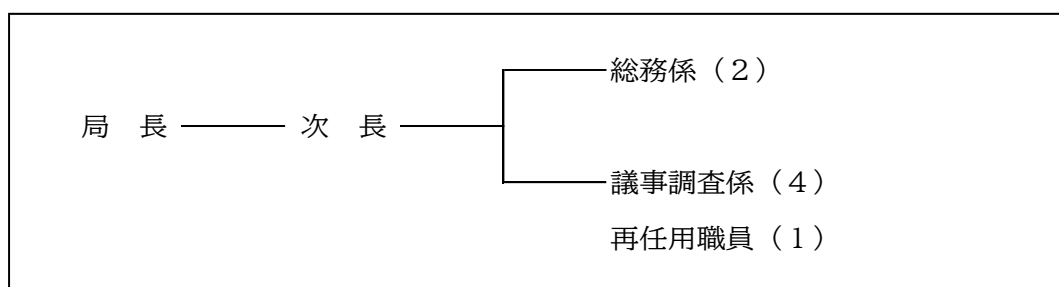
(28) 視察旅費

|                 |             |           |
|-----------------|-------------|-----------|
| ① 常任委員会         | 24 人(1 人年額) | 100,000 円 |
| ② 議会運営委員会       | 9 人(1 人年額)  | 50,000 円  |
| ③ 広報広聴委員会       | 10 人(1 人年額) | 50,000 円  |
| ④ 議会改革特別委員会作業部会 | 8 人(1 人年額)  | 50,000 円  |

(29) 政務活動費

会派及び会派に所属しない議員 1 人当たり月額 25,000 円（年額 300,000 円）

(30) 議会事務局機構及び職員数（定数 12 人、現員 9 人※うち再任用職員 1 人）



(31) 特別職等給料・報酬

①特別職

- ・市 長 1,015,000 円（令和 7 年 4 月 1 日改定）
- ・副市長 786,000 円（ // ）
- ②教育長 681,000 円（ // ）

(32) 松阪市議会だより編集・発行

議員の議会活動を広く市民に知ってもらうため、前記の「広報広聴委員会」により松阪市議会だより「みてんか」を編集・発行している。委員会は 1 発行につき数回開催され、発行回数は年間 5 回（定例会号 4 回、臨時会号 1 回）で、発行部数は、65,000 部。定例会号の主な内容は、一般質問や代表質問の質疑応答や議決における議員個人の表決などで、臨時会号は、毎年行われる議員の役員改選に伴う内容である。規格は、A4 版のカラー刷り。

(33) 会議録

①会議録（冊子）

本会議の会議録は、必要議員や文書・情報公開係、市議会図書室、市立図書館、各地域振興局へ配付する。また、委員会の会議録は、文書・情報公開係へ配付する。

## ②会議録検索システム

会議録検索システムは、市議会のホームページにて、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会の会議録を掲載する。

### (34) 行政視察受け入れ状況（令和 7 年実績）

- ・受 入 数 24 件（23 市、2 村）
- ・視察内容
  - 1 位（5 件） 議会改革
  - 2 位（3 件） 救急搬送時における選定療養費、松阪市総合運動公園スケートパーク
  - 3 位（2 件） コミュニティバス、公共交通、議員と話す出前トーク、市議会だよりの編集、議会のトリセツ
  - 4 位（1 件） こども誰でも通園制度、住民自治協議会、地域ブランドの振興、松浦武四郎記念館、公民連携窓口、親子山村留学、ひきこもり地域支援センター、地区防災計画、スポーツのチカラプロジェクト、松阪市行財政改革推進方針 2021 の策定 など

### (35) 議会改革について

平成 22 年 2 月 23 日、10 名の委員により、本市議会をより活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指し、今後の議会のあり方及び当面の諸課題について検討することを目的に「議会改革検討委員会」が設置された。

検討委員会では、全議員から出された 127 の議会改革検討項目について、17 回の委員会を経て一通りの審議が終了し、平成 23 年 3 月開催の全員協議会で「議会改革検討委員会審議結果報告」が行われ、これをもって検討委員会は、所期の目的が達成されたと同時に審議されてきた検討項目を新たな議会改革特別委員会に引き継ぐことになった。

同年 3 月 25 日、議会基本条例制定を主たる目的とした「議会改革特別委員会」が議員全員を構成員として設置された。設置後、速やかに特別委員会の下部組織として、部員 10 人の構成による「作業部会」が設置され、平成 24 年 9 月定例会で議会基本条例が制定された。平成 24 年度末までに特別委員会 16 回、作業部会 60 回を開催した。

これまで、検討委員会及び特別委員会から提言され、実施された議会改革事項は、議員の賛否の公表や一般質問の選択方式、正・副議長選挙における立候補制導入、議員の各種審議会からの辞退、決算審査における分科会方式導入、一般会計予算・決算歳入分割方式導入、議員間討議、さらには、平成 24 年 11 月 1 日議会基本条例施行及び同条例制定に伴う関係条例、規則、要綱、規約の制定等である。

議会基本条例でとりわけ特筆すべき事項は、議会報告会、公聴会制度、参考人制度、請願・陳情者の委員会での趣旨説明機会、市長による政策等の説明、反問権・反論権、文書質問、政策討論会、附属機関の設置、政治倫理規定である。

平成 25 年 8 月、市議会議員改選後、新たに、改選前の特別委員会の議会改革推進の意思を受け継ぐ形で、全議員 28 人で構成する特別委員会が 8 月 13 日設置され、下部組織に部員 10 人で組織する同作業部会を設置し、引き続き、議会基本条例の趣旨に則り、議会改革は進められた。

市議会では、市議会議員選挙に向けた議員定数の検討を行うため、議員定数の調査を行うことを目的に、議会基本条例第 16 条の規定に基づき専門的な知見を有する学識経験者等 4 人で構成する『議員定数のあり方調査会』を平成 28 年 5 月 6 日に設置。4 回の会議を経て調査会から現行の議員定数 28 人を妥当とする意見書が議長へ提出され、その意見書をもとに議会報告会や自治会連合会で市民の意見を求めた結果、大半が現行の 28 人を妥当とする意見であったため、議員定数は現行のままとした。

令和 3 年 8 月、市議会議員改選後も全議員で構成する議会改革特別委員会を令和 3 年 8 月 12 日に設置し、設置後、速やかに特別委員会の下部組織として、部員 6 人の構成による「作業部会」が設置された。

令和 5 年 11 月に松阪市住民自治協議会連合会から提出のあった「松阪市議会のあり方に関する意見書」への対応を含む、松阪市議会の適切な「議員定数」、「議員報酬」、「政務活動費」について専門的見地から審議するため、学識経験者等 4 人で構成する『議員定数等の在り方調査会』を令和 6 年 8 月 7 日に設置。4 回の会議を経て、令和 6 年 10 月 21 日、調査会から意見書が議長へ提出された。意見書をもとに議会改革特別委員会で協議を行い、議員定数は「現状維持の 28 人から 4 人減の 24 人までが妥当」とする調査会の意見から、常任委員会はこれまでと同様 4 常任委員会を維持したうえで、次期改選より議員定数を 4 人減の 24 人とすることにした。また、議員報酬は、「議員の生活保障や成り手不足を鑑み、増額が望ましい」との調査会の意見をもとに、市長の諮問機関である松阪市特別職報酬等審議会に意見書を資料として提供し、同審議会において審議をお願いすることにした。さらに政務活動費は「現状の金額を据え置くが、執行率が 5 割程度であることから、有効に活用できるように検討すべき」との調査会の意見をもとに、使途基準等を市議会で協議していくことになった。

令和 7 年 3 月には、議会改革特別委員会において、「①議員定数改正に際しての常任委員会の所管事項の検討」、「②任期 4 年間における議長、副議長、監査委員の就任申し合わせ」、「③委員会委員の任期」、「④一般質問から議会全体での政策提言に繋げていく取組」、「⑤政務活動費」についてを検討項目に追加し協議を行った。

①常任委員会の所管事項については変更しないこととし、②任期 4 年間における議長、副議長、監査委員の就任申し合わせは、1 年で交代するこれまでの規定を、議長、副議

長は「任期を１年とする。ただし再任を妨げない」と変更し、監査委員は現行のまま１年とすることになった。また、③委員会委員の任期については、正副委員長の任期も併せて、現行の任期１年を２年に改めることになった。④一般質問から議会全体での政策提言に繋げていく取組については、検討が必要なことは共有しつつ、任期内での結論は難しいことから、次期の課題とすることになった。さらに、⑤政務活動費については、これまでの活用方法と、改善し活用可能な範囲の確定など細部の検討を進めることとし、次期の課題としてさらに明確化していくことになった。

令和７年８月、市議会議員改選後も全議員２４人で構成する議会改革特別委員会を令和７年８月１３日に設置し、設置後、速やかに特別委員会の下部組織として、部員８人の構成による「作業部会」が設置された。

松阪市議会のさらなる議会改革の推進に向けて議論を継続している。

近年の主な改革は以下のとおりである。

#### ① 松阪市議会のトリセツ（議会白書）の作成

市議会の役割や議会運営の流れ、更には市民の意見を反映させる請願や陳情の仕組みなどを丁寧にわかりやすく、少しでも議会を理解してもらえるよう、市民の議会への関心を高める一助とすべく「松阪市議会のトリセツ（議会白書）」を作成し、全戸配布を行った。

平成２９年１２月に当時の議長から提案があり、議会改革特別委員会作業部会を１１回開催し議論を重ね、平成３０年１１月１日に市内各世帯（６７,０００部）に発行した。

#### ② 議会報告会の開催方法の見直し

これまで全議員２８人を４班に分け、１日４会場３日間で実施していたが、令和元年秋からは常任委員会単位の班で実施するため、議会報告会実施要綱の一部を改正した。第２部では各常任委員会においてテーマを決め、また、ワークショップ形式を取り入れるなど、住民との意見交換の充実を図れるよう取り組んだ。

令和３年春からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「オンライン議会報告会」として、誰でも視聴ができるように松阪市議会 YouTube チャンネルで動画配信を開始。令和４年秋からは、会場での議会報告会と併せて動画配信も行い、広報機能の充実を図った。

令和７年春は、全議員４班編成で、広聴機能に重点を置いた市民との意見交換会「議員と話す会」及び、新たな取組として、希望する団体と議員が意見交換を行う「議員と話す出前トーク」を実施した。

### ③ 政策討論会

常任委員会活動をより活性化させ、議会として政策提言に向けて取り組んでいけるように、令和元年12月に政策討論会実施要綱の一部改正を行い、常任委員会で政策討論会が行えるよう分科会としての位置付けを行った。

総務企画委員会が、令和2年2月に第1回政策討論会分科会（テーマ「移住促進」）を開催し、松阪市地域おこし協力隊との意見交換や、移住・交流推進機構（JOIN）職員や和歌山県田辺市移住定住推進担当職員とのオンラインによる意見交換など、令和3年1月までに政策討論会を8回開催し、同年3月、松阪市長へ提言書を提出した。

また、環境福祉委員会が、令和4年4月に第1回政策討論会分科会（テーマ「こども医療費助成事業」）を開催し、松阪市の「こども医療費助成事業」の現状と課題の抽出、保護者アンケート調査、結果の協議など、令和4年8月までに政策討論会を7回開催し、同年8月、松阪市長へ提言書を提出した。

### ④ 議会基本条例等の一部改正及び議員の議員報酬等の減額に関する条例の制定について

平成25年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や平成30年「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されるなど、政治分野における環境整備の要請が高まってきている状況にある。開かれた議会を目指して男女の差なく、障がいの有無にかかわらず、誰もが議会活動ができるように、松阪市議会基本条例の一部改正を行うことについて検討を行うこととなった。令和2年2月に有志4人の議員から議長宛てに提出された開かれた議会を目指した提案内容も勘案し、松阪市議会基本条例に「市民の多様性を尊重し、開かれた議会への環境整備」について追加規定を行った。

広報広聴活動としての「議員と話す会（議会報告会）」から、常任委員会の活動の一環とする「市民への報告及び意見交換の場」への移行に伴い、令和8年4月に第5条の「議会報告会」について改正を行った。

また、長期間欠席した議員に対する報酬減額を規定する条例として、令和5年6月定例会で松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例が制定された。令和4年6月から令和5年6月までに特別委員会1回、作業部会17回を開催した。

### ⑤ 議会 ICT 化への取組

議会 ICT 化を図るため、タブレット端末を導入することとし、令和3年度からの運用に向けて、議会改革作業部会と同等の位置付けとして、令和2年10月、第1回議会 ICT 化プロジェクト会議を開催し、令和3年3月までに10回開催し、「松阪

市議会タブレット端末運用基準」を定めた。

なお、令和３年５月定例会より、紙との併用でタブレット端末を活用した審議、審査を行い、令和３年９月定例会より本格運用を行った。また、令和３年５月より、タブレット端末のアプリを活用したスケジュール管理の運用を開始した。

さらに、令和４年８月より、会議等の日程調整や開催通知等の送付にチャットツールを活用した運用を開始。

令和６年９月定例会からは、タブレットを活用した電子採決を実施している。